



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 新年ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

皆様にとって今年が良い年になるようお祈りいたします。

地球温暖化の影響かどうかわかりませんが年々大きな災害が増えているように感じます。今年も東京オリンピックも開かれますが、大きな災害がないことを祈りたいと思います。

わが国は「超少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」が大きな課題となっています。50年後の2070年には人口8,000万人、高齢化率は40%で生産年齢人口は現在の50%になると予測されます。最近では求人難が深刻化し、企業倒産も増加しています。

こうした中、労務管理の重要性と働き方改革の実行が企業の使命となっており、下記の「働き方改革カレンダー」のように昨年の法改正から5年に渡り改革が計られています。

年次有給休暇の年5日消化義務、労働時間の把握義務、勤務時間インターバルの努力義務などに加え、今年4月からは中小企業の時間外労働の上限規制の適用も実施され、ますます企業運営に厳しさが加わっていくと思われれます。

このような課題に対応するため、私共吉田労務管理センターは事業主の皆様とともに問題解決のお手伝いをさせていただき、企業の健全な発展のため今年もより一層の努力をさせていただきます。何卒よろしくお願い致します。

所長 吉田 雅一

## 「働き方改革カレンダー」

働き方改革が実施段階になりました。企業ごとに対応されているとおもいますが、改めて法改正等のスケジュールをご案内いたします。(中小企業用)

### ■ 2019年4月

#### 有給休暇の年間5日以上取得義務

(年休発生時に10日以上ある者) [事務所だより Vol.196](#) で詳細案内

#### 労働時間の把握義務

#### 有給休暇管理簿の作成保存義務

#### 勤務時間インターバルの努力義務

## ■ 2020 年 4 月

### 労働基準法 残業時間の上限規制

時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできなくなります。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- ①時間外労働・・・・・・・・・・年間合計 720 時間以内
- ②時間外労働＋休日労働・・・・・・・・・・単月最大 100 時間未満
- ③時間外労働＋休日労働・・・・・・・・・・2～6 ヶ月平均が全て 80 時間以内
- ④時間外労働が月 45 時間を超えること・・・・・・・・年 6 回が限度

- 臨時的な特別な事情とは、「業務の都合上必要な時」や「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招く恐れがあるものは認められません。36 協定にできるだけ具体的に定める必要があります。
- 施行にあたっては、経過措置が設けられており、2020 年 4 月 1 日以後提出する 36 協定に対して上限規制が適用されます。
- 上限規制の施行に合わせて 36 協定の様式も変更されます。2020 年 4 月 1 日以後提出する 36 協定からは新しい様式での提出が必要となります。

## ■ 2021 年 4 月

### 同一労働・同一賃金の実施

非正規社員と正社員の待遇の格差を解消する。  
待遇格差の説明を義務化する。

## ■ 2023 年 4 月

### 割増賃金率の引き上げ

月 60 時間超の残業の割増率が 25%から 50%に変更。

2020 年は、4 月 1 日からの時間外・休日労働に関する協定（36 協定）を作成する会社においては、上限規制及び新様式での提出への対応が必要となります。また、2021 年 4 月施行の同一労働・同一賃金に向けた事前準備が必要な年となります。ご不明な点は担当者にお気軽にお問い合わせください。